

◎横浜市政財界の公職追放と戦後経済復興

増田弘

1 研究のきっかけ

公職追放、いわゆるパージに関する研究は、占領史研究の中でほぼ唯一取り残された未公開の分野である。つまり、現代社会の繁栄の原点ともいえるべき占領期の政治改革や経済復興上、あるいは社会文化面での非軍事化・民主化や、また地方行政の発展や地方振興上、この公職追放が果たした歴史的役割は今日に至るまでほとんど解明されていない。それは決してわが国の場合のみならず、アメリカやドイツやイタリア、オーストリア、ノルウェーなど世界的にもパージ研究は遅れている。これがそもそも私がパージ研究に入り込んだきっかけである。

では一体なぜわが国のパージ研究がこれほど遅延してきたのであるのか。パージ関係文書の公開ないし収集上の制約が長期に及んだこと、これが第一の要因であるが、しかしそれだけにとどまらない。すなわち、追放が多く日本人にとっていまわしい被占領体験の中の屈辱であり、潜在化した「被害者意識」

がパージの実態解明を拒んできたこと、またアメリカ側でも「加害者意識」ゆえに真実にふれるのを避ける傾向があったことを指摘しなければならぬ。

さらに、より重要な理由があった。それは、追放実施の課程で、日米双方に著しく疑念を生むケースが多かったことである。その背景には、第一に公職追放者、つまり「好ましくない人物」や「日本の民主化にとって有害と見なされる人物」の定義がきわめて難しく、したがって、審判側の裁量が追放決定を左右する例が少なくなかったこと、第二に連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）、いわゆるGHQの内部には、ポツダム宣言の精神を忠実に履行して日本を民主主義国家へと再生させようとするニューディーラーら、理想派」と、将来におけるソ連との冷戦に対処するために日本を軍事的同盟へと誘導しようとする職業軍人ら、現実派」との間で鋭い意見の対立があり、それが微妙にパージ問題にも反映したこと、第三に追放処分が「司法的」でなく、「行政的」に実施されたため、G

HQ側が日本の内政に関与できたと同様、日本側もGHQという新たな絶対的権力を利用し、追放を自己に有利に適用あるいは運用しようとする悪質かつ陰惨な政争が繰り広げられたことが挙げられる。これらの諸要因が、長期にわたり公職追放研究を遠ざけてきたのである。

本研究は、以上のような実状を踏まえつつ、公職追放の様々な側面の中から最も不明確な「地方パージ」に焦点を当て絞っている。しかし、四十六の都道府県すべての地方パージを解明することは不可能であるので、その中から著者が在住する「神奈川県横浜市」の事例研究を実施したわけである。終戦後から講和独立に至る昭和二十年代（一九四五―五五年）は、日本現代史上まさしく激動の時代であり、特に横浜の場合、空襲による破壊と米軍による市街地及び港湾施設の接収という、日本の中でも最も占領の影響を大きく受けた都市の一つである。したがって、その経済復興が横浜市政の火急の課題となったわけであるが、政官財あるいは区町村指導者に対する

公職追放が一体横浜市にどのような衝撃を与えたのか、またそれが横浜市の再建問題とどのように関連したかは、現在まで解明されていない。こうした激動期における指導者の果たす役割は、今日のような安定期のそれとは段違いに大きいはずである。本稿は以上の問題意識に立ちつつ、追放と横浜市の接点を模索する知的作業である。

2 一 研究内容の紹介

① 第一次公職追放と横浜市への影響

一九四六年一月四日、GHQは日本政府に対してパージ指令を発した。完全に不意を突かれた日本側の衝撃は大きかった。とりわけ指令の付属書A号には、A項・戦争犯罪者（いわゆる戦犯）、B項・陸海軍職業軍人、C項・右翼団体指導者、D項・大政翼賛会などの要人物、E項・侵略政策に関係した金融機関・開発会社の役員、F項・占領地長官、G項・その他の軍国主義者、と規定されており、予想以上に厳しい米国側の姿勢に、改めて日本は敗戦国としての立場を思い知らされたといえる。そこで日本政府は、GHQ指令に従い、「政党、協会その他の団体の結成の禁止に関する件」（昭和二十一年勅令第一〇一号）及び「就職禁止、退官、退職に関する件」（同年勅令第一〇九号）を公布すると同時に、公職資格審査委員会を設置した。ここに第一次公職追放が開始されたのである。

一月下旬には、GHQ側の追放指令の真意が日本側にも伝わり始め、神奈川県や横浜市への具体的影響が表面化した。例えば、指令

による該当者指定が三月一杯に実施される見通しとか、追放指令D項との関連で戦時中に大政翼賛会の地方支部長であった二十三知事の追放該当が必死となったこと（結局二十九日に藤原知事に代わり内山岩太郎が着任した）、「学園から軍国主義を追放する」とのGHQ命令により横浜市教育界では全市の国民学校を通じて十人内外の復員教員を追放することなどである。

次いで一月末から二月には、戦後初の総選挙（第二十二回総選挙）への立候補者と追放令との関連が緊急問題となった。すでに県下では総選挙実施を見据えて、各政党が候補者選定に乗り出していた。自由党は、河野一郎幹事長を軸に七、八人を擁立しようとし、時流に乗る社会党は、片山哲書記長を陣頭に四人の確実な当選を期していた。逆に、追放令により大打撃を受けた進歩党は、陣容を明確にできない状況にあり、共産党は当初から二人に候補者を絞り込む手堅い方針を示していた。そこに今回の調査による立候補資格審査が加わって、各党を悩ませた。しかも政府は、一九四二年に東条内閣の下で実施された総選挙で推薦された国会議員は、すべて追放令のG項に該当すると発表し、衝撃を与えた。この結果、非推薦で当選した河野議員以外の本県の既成陣は全滅する事態に陥った。進歩党・自由党の保守陣営は建て直しに苦慮したが、社会・共産の革新陣営は「勇躍、既成陣再建の準備」を開始した。こうして三月初旬には、県下の各政党とも身代わり候補も含む立候補者が出揃い、資格審査の発表を待った。最終的には、本県の立候補者は十二人の定員

に対して七十六人に達し、六倍余の激戦となった。

四月十日、歴史的な選挙が行われた。県内の投票状況は一般に出足よく、全県の棄権率は三割と見込まれ、横浜は三割七分であった。そして開票の結果、社会党の片山、土井直作、自由党の河野、岩本信行など十二人が当選したが、県内では自由党が六議席を占め、三議席の社会党に圧勝した。

全国的にも自由党が百四十議席を獲得し、進歩党九十四、社会党九十二各議席を凌駕する結果となった。このような事態は、社会党が第一党となることを熱望していた民政局（GS）らのニューディーラーを失望させた。政界では、少数ながらも第一党となった自由党の総裁鳩山一郎が内閣を組閣することが当然視されたが、五月初め、GHQから鳩山追放が指令された。鳩山を保守政治家として嫌うGHQの強権発動であった。ここにGHQの本格的な公職追放への政治的介入が始まったのである。県にもその余波が押し寄せた。六月、自由党幹事長で県党本部の中心である河野一郎が追放令に該当すると通告を受け、衆議院議員を辞職した。河野の失職は県の自由党に大打撃を与えたばかりでなく、与党自由党の政権基盤を揺るがした。

この間、横浜市では半井市長に対する不信任の動きが起り、三月下旬に渋谷助役ら五人の幹部に行政処分が行われたが、半井市長の辞任には至らなかった。それでも七月初旬には、横浜市の職員に六%に匹敵する二百五十人も大量の整理が実施された。単に退職希望者だけでなく、出勤状態の悪い者など四

項目に基づく該当者とされたが、人件費の高騰対策というよりも、先の市政を巡る政治的混乱の延長問題であった。なおこのような変革気運は政界から教育界にも及び、横浜市の国民学校長二十五人が退職するなど民主化の嵐が吹き荒れたのである。

②―第二次公職追放（地方追放）と横浜市への影響

一方、GHQは四月の総選挙実施直後から、第二次公職追放の準備を密かに開始した。第一次追放の対象外となった地方、経済、言論界のページを実施するためである。しかしGHQ内部には職業軍人を中心に厳しいページ政策への批判が強く、そのためGSは、日本政府に地方ページなど第二次追放令の原案作りを命じた。その際、GHQは中央と同様に地方にも軍国主義・超国家主義の温床が存在するとの見地から、地方指導者の一掃を図ろうとしたため、内務省側との軋轢が生じた。

結局日本側はGHQの圧力に押され、一九四七年一月四日、第二次公職追放令、正式には「公職追放に関する職業禁止、退官、退職等に関する勅令第一号」及び第一〇九号を公布すると同時に、東京に中央公職適否審査委員会、都道府県に都道府県公職適否審査委員会、人口五万以上の百十八市に市公職適否審査委員会を設置した。こうして第二次追放が全国的に実施されていったのである。

では地方ページは、横浜市にどのような影響を及ぼしたであろうか。まず、十一月八日の政府声明、すなわち公職追放範囲を地方公職に拡大する旨の決定は、横浜市の指導層に

甚大な打撃を与えた。公職の範囲については、地方議会の議員、市町村長、助役、町内会長、部落会長まで広がり、追放該当者の範囲は、たとえばD項では六大都市の大政翼賛会支部長、事務局長及び各部長、協力会議議長、翼賛青年団団長、副団長、総務、本部長及び各部長、大日本政治会都道府県支部長、在郷軍人会郡市区連合分会長及び町村分会長等の職にあつた者までへと拡大された。しかも一九四五年九月二日以前から在職した市長、助役は退職させられ、一定の期間復職できなくなった。

結局、半井市長は辞表を内務省に提出し、十一月三十日に正式に認可があつたため直ちに辞任した。ここに一九四一年二月以来五年十カ月の長期に及んだ市政に終止符を打った。そして田島第一助役も退職したため、山崎第二助役が市長代行に就任した。また追放範囲拡大の影響は末端の町内会長にまで及んだ。すでに十一月九日、西区の追放該当町内会長が一斉に辞任を決議するなど動揺していたが、十三日には、戦時中からその時点までの市内九区（鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、港北区、戸塚区）の連合町内会長九十七人と町内会長六百八十四人、計七百八十一人中、連合町内会長七十八人（約八割）、町内会長三百四十六人（約五割）が追放該当と判明し、衝撃を与えた。そして県下では、十八日までに三十九町村長が続々辞任へと追い込まれ、十二月下旬には梅津横須賀市長を含めて三市長、六十五町村長、十一助役が辞表を出し、一段落した。

さて翌四七年一月四日に第二次公職追放令、

いわゆる地方ページ、経済ページが実施される（言論ページは遅れて実施される）に当たり、中央と地方に公職適否審査委員会が設置された。そこで同日、横浜市では「横浜市公職適否審査委員会処務規程」が定められ、また二月二十二日に神奈川県や横浜市の公職適否審査委員会の陣容が発表された。県審査委員会は岩下富蔵、前田利三、大類武雄、野田益貴、宮崎繁一、柳沢鉦一、牛山要の七委員（臨時委員として鈴木九万）、また横浜市の審査委員は杉本吉弘、篠原治郎、小澤経雄、安川数太郎、坂田祐の五委員であつた。

この間、地方首長の公選準備が内務省を中心として進められており、各都道府県や市町村レベルで首長選挙を巡り活発な動きが表面化した。県内でも、二月に入ると県と市の審査委員会の設置が固まつたため、候補者に対する資格審査の問題が現実性を帯び始めた。横浜市では、市長候補として自由党が五氏、進歩党が四氏が資格審査の受付を行ったほか、社会党が石河京一を市長候補に推す動きを見せるなど、混戦が予想された。また知事候補では、三月に審査会での資格審査をパスしたのは、現職の内山以下七人（最終的な立候補者は内山の他、橋中一郎、小此木歌治の三人）となつた。また横浜市長候補に関しては、二十日、山崎市長代理と石河両氏が届け出を行い、保革の争いとなつた。そして四月五日、県民及び市民が注視する中で地方選挙が一斉に実施され、神奈川県知事には三十五万票を獲得して内山が圧勝し、横浜市長には、大方の予想に反して、社会党公認の石河が、山崎をわずか三千票の僅差で破り当選を果たした。

続いて行われた国政選挙では、四月二十一日の初の参議院選挙で三木治朗ら四人（自由二、社会一、国協一）が、また同月二十七日の衆議院総選挙で社会党が片山哲ら六、自由党が五、民主党一、国協一議席をそれぞれ獲得した。そして最後を締めくくる県市町村議選が三十日に実施され、県会では社会党が二議席から一躍十七議席へと躍進し、自由党と同議席となり、民主党十五、国協一、諸派一、無所属七という結果となった。次に横浜市会では社会党二十、民主党十四、無所属十二、中立二各議席となった。つまり県会では保守派の勝利、市会では革新派勝利で終わった。公職追放令による影響は、県レベルよりも、横浜市のレベルで明確に現れたといえる。

さて一斉選挙に前後して、県と市の公職適否審査委員会における審査作業は本格化し、神奈川県公報により、順次審査結果が公表されていった。例えば、三月七日には、審査人員二百三十人中非該当決定人員百五十五人、つまり追放該当七十五人といった具合に氏名が明らかにされた。また七月には急遽「武徳会」の県支部長ら幹部がG項該当となり、八月には懸案の言論パージ令が加わった。さらに十一月には「仮指定」により審査無しに大量の追放が敢行された。こうして翌四八年五月に公職追放の終結が宣言され、審査委員会が解散されるまでに、神奈川県では合計千五百八十九人が追放されたのである。

③ 横浜経済界の公職追放と戦後経済復興

横浜経済界の公職追放を分析する際に、商工会議所に注目する理由は二つある。第一に、

地方パージの資格審査の対象となった五十五都市のすべてに商工会議所が存在し、比較対照する場合の共通性が得られることである。第二に、より重要な理由であるが、商工会議所が地方経済界のみならず、地方の政官財に甚大な影響力をもつ人物あるいは名望家が会頭になっているからである。

さて全国五十五カ所の商工会議所会頭の交代におけるパージの影響を調査した結果、四つのパターンがあることが判明した。すなわち、①パージにより会頭が交代し、その後追放者が会頭に復帰する場合、②パージにより一度は交代するが、その後追放者が復帰する場合、③パージ該当者は無いが、会頭の交代が行われ、実質的な世代交代が進むパターン、④追放者は無く、名実とも変化がないパターンである。

では横浜商工会議所はどのパターンに該当するであろうか。同所は一九四三年に神奈川県商工経済会として、戦時経済下の国家総動員体制の一翼を担った。会長は平沼亮三であった。平沼は一九三〇年代にオリンピックの選手団長を二度つとめたスポーツ界の国際的指導者であるとともに、神奈川県・市会・衆議院・貴族院議員を歴任した政治家でもあった。さらに古河電工、キリンビール、第一ホテル、横浜ゴムなどの重役を兼務するなど経済界にも名を連ねるなど、平沼は顔の広い人物であった。

終戦後、商工経済会が解散を命じられ、商工会議所として再出発する際にも、平沼は会頭に選ばれた。しかし公職追放令の影響で、一九四六年十一月二十六日に平沼と原良三郎

の正副会頭がD項該当者として追放された。このため野村洋三（ホテル・ニューグランド社長）が会頭に、柳沢鉦三（横浜興信銀行頭取）が副会頭に急遽選出された。五〇年に公職追放令解除により、平沼は会頭に、また原が副会頭に復帰した。その数カ月後に平沼は市長選挙に出馬し当選したため、原が会頭に就任したのである。こうした経緯を考えると、横浜の場合は前記②に該当する。すなわち、東京、千葉、尼崎、長崎などと同様、追放された平沼、原が追放解除後に復帰するケースである。

さて横浜商工会議所は、横浜経済の復興のために積極的に活動を開始した。その活動は多方面にわたるが、最大の課題は、民間貿易の復活と港湾施設の返還であった。

横浜における貿易は、四六年よりGHQと貿易庁による管理貿易として再出発していたが、四七年八月より取引許可総額が大幅に引き上げられ、輸入許可制という一定の制限内ではあったが、民間貿易が再開されることになった。しかし輸入資金の制約などもあって、実際には輸出入ともに伸びず、一九三〇～四四年を基準にして、輸入約七%、輸出九・八%を回復したに止まった。そこで商工会議所は、貿易復興のために日本商工会議所との共催で、四七・四八・四九各年の三回にわたり全国貿易業者大会を横浜で開き、各地の意見をまとめて、関係当局へ建議陳情を行ったりした。そのほか、県・市・貿易協会と共同して横浜貿易館を開設したり、貿易代表団横浜接待本部を設置して、バイヤーの招致体制を整えた。さらに輸出品生産地との連携を緊密

にするため、東北・北陸・関東の諸県で貿易懇談会を開催して全国農村工業品輸出振興会の設立に尽力した。

一方、政府は外国資本の導入を企画し、それにより日本の工業生産力を回復し、その後「原材料輸入→加工→製造品輸出」という形態へ、貿易経済の基礎を転換する政策を取り始めた。そこで横浜でも、ハンブルグやコペンハーゲンに見られるような「自由港区」を設定し、その地区内では、諸輸出品製造工業や外国企業の自由設立と自由貿易とを認める制度を採用することで、「加工貿易」を振興し横浜経済の復興を実現しようとしたわけである。自由港区設置ばかりでなく、貿易博覧会など多くの貿易振興策は、横浜商工会議所のみならず、横浜貿易協会や横浜市復興会も協力して活動した。地方パージの影響は実ここに現れている。つまり、平沼は横浜市復興会、原は横浜貿易協会のそれぞれ会長に就任し、商工会議所の公職から離れたものの、政官財の太いパイプを利用しつつ、追放期間中も民間団体の長として戦後経済復興を推進したのである。

3 一まとめと研究課題

公職追放は一九四六年から四八年にかけて

日本全国に猛威を振るい、占領政策の基本目標である日本の非軍事化・民主化達成のために絶大な役割を果たした。では横浜市を含む神奈川県においては、パージの影響は如何であったのか。

横浜市を含む神奈川県全域での追放該当者数は千五百八十九人に達したが、その内容は表1の通りである。

また累計した結果は表2である。

このように神奈川県ではG項該当者が最も多く、累計で全体の五九・五%を占めた。次いでD項で二七・七%、B項の五・一%という順番であった。G項の範疇の中で圧倒的多数を占めたのが帝国在郷軍人会の郡市町村役員であり、七百九十二人、つまり八割であった。次にD項では大政翼賛会の二百四十五人と翼賛壮年団の郡市町村支部長ら役員二百三十八人と二分された。これらの中には、大政翼賛会と翼賛壮年団の兼職者が二十五人、在郷軍人会と大政翼賛会の兼職者が四人、在郷軍人会と翼賛壮年団の兼職者が二十六人、さらには三役にまたがっていた者が三人いた。これらの兼職者の総数は五十八人に達する。

経済関係者では、G項のいわゆる経済パージで三井物産など商社、三井銀行など銀行、日本郵船など交通、昭和電工などメーカーの役員九十三人が追放となった。またE項のパージ者は、朝鮮殖産銀行、満州鉄道（満鉄）、台湾南方協会など五十三人に達した（両カテゴリーに重複している者五人）。また軍人の内訳は、陸軍が三十九人、海軍が四十四人であった。そのほかG項の武徳会十八人、特高十人がいた。

総じて本県では、第一に在郷軍人会役職者の追放の割合が高いことが特色である。全国的に地方の在郷軍人会を含むG項該当者は四万人弱であり、全体に占める割合が五二%程度であるので、六〇%である神奈川県は少し高い。第二に、大政翼賛会並びに翼賛壮年団役員の追放が全国平均一六%と比較して一〇%以上も高いことである。それだけ密集地が多く、組織化が進んでいたため、役員数も他府県を上回っていたからであろう。在郷軍人会役員をも併せて、兼職者が多いことも本県の特徴であろう。第三に、経済金融関係者のパージが比較的多い。やはり首都圏として、この領域の住居者が多かったためであろう。最後に、軍人としてのパージ者が本県では少ないが、これは統計上、地方ではなく中央レベルの範疇に組み入れられたケースが大半であったためと思われる。

以上が、横浜市を中心とした神奈川県全域での公職追放の結果である。

最後に、研究課題として、資料の問題が上げられる。公職追放に関する資料は極めて少なく、その収集に苦慮せざるを得なかった。また審査委員を務めた人物の所在が不明のため、インタビューなど出来なかった。横浜市の追放者名簿は、横浜市に残されておらず、市報にも記録されていないため、総務庁官房監査課が編纂した「公職追放に関する覚書該当者名簿」での神奈川県人名を抽出し、それらをA項からG項まで分類する作業を進めざるを得なかった。横浜市の状況に関しては、「横浜市報」及び「神奈川県報」（共に神奈川県公文書館所蔵）、「神奈川新聞」（横浜市立

表一 神奈川県全域の追放該当者

分類	A	B	C	D	E	F	G	計
人数	2	84	81	410	35	1	926	1539
二領域	AとC		DとG		EとG			
人数	1		41		5			50
	1539							

表二 神奈川県全域の追放該当者（累計）

分類	A	B	C	D	E	F	G	計
人数	3	84	82	454	40	1	975	1639

図書館所蔵)、横浜市会百年史刊行委員会事務局編「横浜市会の百年(記述編)」(同会、

一九八九年刊)、松信太助編「横浜近代史総合年表」(有隣堂、一九八九年刊)を用いた。

∧東洋英和女学院大学教授∨